

掛川市告示第31号

掛川市日常生活用具費助成事業実施要綱（平成18年掛川市告示第131号）の一部を次のとおり改正する。

平成23年3月31日

掛川市長 松井三郎

別表中

居宅生活動作 補助用具 (住宅改修)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	障害者	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で障害等級が3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者に限る。）	200,000円
	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	障害児	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児で障害等級が3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者に限る。）	

を

居宅生活動作 補助用具 (住宅改修)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	障害者	次に該当する者で必要と認められるもの (1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で障害等級が3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者に限る。） (2) 視覚障害を有する者で障害等級が2級以上のもの	200,000円
	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	障害児	次に該当する者で必要と認められるもの (1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児で障害等級が3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者に限る。） (2) 視覚障害を有する学齢児以上の身体障害児で障害等級が2級以上のもの	

に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。